特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
32	物価高騰生活支援給付金に関する事務　基礎項目評価書(給付金に関する事務　令和6年3月15日終了)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、物価高騰生活支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和6年9月25日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰生活支援給付金の支給に関する事務(給付金に関する事務　令和6年3月15日終了)
②事務の概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）において、1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、1世帯当たり7万円を追加支給することが決定されたことにともない、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に迅速に給付金を支給することにより、生活を支援する。 (支給対象者) 令和5年12月1日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている方全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である世帯(住民税非課税世帯) （特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容） 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務 (システムの機能) 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能
③システムの名称	物価高騰生活支援給付金システム

2. 特定個人情報ファイル名
(1)宛名･口座特定個人情報ファイルファイル　(2)住民税非課税世帯特定個人情報ファイル　(3)口座登録・連携ファイル関係情報

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) （平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第一(第101項) 2　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）74条 3　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 （令和3年法律第38号）第10条（「公的給付金」に指定）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第121項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第59条の4	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　福祉総務課
②所属長の役職名	保健福祉部　福祉総務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号　511-8601　三重県桑名市中央町二丁目37番地 総務部総務課　0594-24-1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号　511-8601　三重県桑名市中央町二丁目37番地 保健福祉部　福祉総務課　生活支援給付金窓口 050-1750-2668

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	Ⅰ関連情報 1　特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(支給対象者) ・基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割りが非課税である世帯(住民税非課税世帯) ・上記のほか、新型コロナウィルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯)	(支給対象者) ・令和4年9月30日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている方全員の令和4年度分の住民税均等割りが非課税である世帯(住民税非課税世帯) ・上記の他、令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、上記の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯) (特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容) 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務	事前	
令和4年12月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和4年9月30日　時点	事後	
令和5年5月2日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格物価高騰生活支援給付金の支給に関する事務　基礎項目評価書	物価高騰生活支援給付金の支給に関する事務　基礎項目評価書	事後	
令和5年5月2日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	桑名市は、電力・ガス・食料品等物価高騰物価高騰生活支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	桑名市は、物価高騰生活支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年5月2日	Ⅰ関連情報 1　特定個人ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格物価高騰生活支援給付金の支給に関する事務	物価高騰生活支援給付金の支給に関する事務	事後	
令和5年5月2日	Ⅰ関連情報 1　特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を支給する。 (支給対象者) ・令和4年9月30日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている方全員の令和4年度分の住民税均等割りが非課税である世帯(住民税非課税世帯) ・上記の他、令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、上記の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯) (特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容) 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務	令和5年3月22日の第8回物価・賃金・生活総合対策本部において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支給地方交付金」を活用し、低所得世帯への支援を強化することが決定されたことにともない、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯あたり3万円をプッシュ型で支給する (支給対象者) 令和5年6月1日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている方全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である世帯(住民税非課税世帯) ・上記のほか、令和5年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯) (特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容) 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務 (システムの機能) 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能	事後	
令和5年5月2日	Ⅰ関連情報 2　特定個人情報ファイル名	(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)住民税非課税世帯特定個人情報ファイル	(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)住民税非課税世帯特定個人情報ファイル (3)口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和5年5月2日	Ⅰ関連情報 8.　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	物価高騰生活支援給付金窓口 050-1742-5860	生活支援給付金窓口 050-1750-2668	事後	
令和5年5月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和5年5月2日　時点	事後	
令和5年5月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和5年5月2日　時点	事後	
令和6年5月14日	Ⅰ関連情報 1　特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	令和5年3月22日の第8回物価・賃金・生活総合対策本部において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支給地方交付金」を活用し、低所得世帯への支援を強化することが決定されたことにともない、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯あたり3万円をプッシュ型で支給する (支給対象者) 令和5年6月1日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている方全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である世帯(住民税非課税世帯) ・上記のほか、令和5年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯) (特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容) 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務 (システムの機能) 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能	デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)において、1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、1世帯当たり7万円を追加支給することが決定されたことにともない、低所得世帯(住民税非課税世帯等)に迅速に給付金を支給することにより、生活を支援する。 (支給対象者) 令和5年12月1日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている方全員の令和5年度分の住民税均等割りが非課税である世帯(住民税非課税世帯) (特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容) 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務 (システムの機能) 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能	事後	
令和6年5月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月2日　時点	令和5年12月1日　時点	事後	
令和6年5月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月2日　時点	令和5年12月1日　時点	事後	
令和6年9月25日	表紙　評価書名	物価高騰生活支援給付金に関する事務　基礎項目評価書	物価高騰生活支援給付金に関する事務　基礎項目評価書(給付金に関する事務　令和6年3月15日終了)	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ関連情報 1　特定個人ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	物価高騰生活支援給付金に関する事務　基礎項目評価書	物価高騰生活支援給付金の支給に関する事務(給付金に関する事務　令和6年3月15日終了)	事後	